

第2次いちき串木野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務 仕様書

1. 業務名

第2次いちき串木野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務

2. 履行期間

契約締結日から令和10年3月15日まで

3. 目的

国や県の動向、いちき串木野市の状況等を的確に把握し、いちき串木野市が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

4. 包含する計画

- ・重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5に基づく計画）
- ・成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく計画）
- ・再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画）

5. 計画期間

令和10年度から令和14年度の5年間を計画期間とする。

6. 業務内容

【令和8年度業務】

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、県の関連計画、いちき串木野市の概要及び社会経済的特性等について、いちき串木野市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送及び回収は委託者が行い、発送用・返送用郵送料相当額は受託者の負担とする。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	18歳以上の一般住民 2,000票
調査方法	郵送法・WEB
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（３）関係団体等に対する調査

ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織（50団体程度）に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が調査用紙やメール等で行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

（４）住民ワークショップ実施

住民参画の一環として、地域住民との協働の地域づくりをともに考えるためのワークショップ（2回開催予定）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等）を行う。

【令和9年度業務内容】

（５）庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課や教育関係課等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

（６）課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

（７）検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及びいちき串木野市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

（８）計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(9) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントをいちき串木野市が実施するにあたり、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

【令和 8 年度、9 年度業務共通内容】

(10) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4 回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(11) その他法律や制度動向に関する情報提供

① 地域福祉計画に関連する全国的な先進事例の提供

計画策定に伴う施策を検討する際の資料として、本市の特質・特性を見極めるため、全国自治体の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は、類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口などの基本情報はもとより、施策の事業内容・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を 10 件以上受託者においてとりまとめ、資料として提供すること。（1 事例につき、A4 裏表 1 枚程度とする）

② 法令改正による計画との整合性の確保

上記のほか計画の策定において、福祉分野に関する法律改正及び制度動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要があることから、本業務期間中に福祉分野の法律の改正又は制度の変更等があった場合には、逐次情報提供を行うこと。情報提供内容は、「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日」を記載し、法律概要又は制度概要を示すこと。

対象：障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、障害者差別解消法、介護保険法、成年後見制度の利用の促進に関する法律、再犯防止推進法、社会福祉法等の主要法令及び関連福祉施策等

7. 成果品

令和 8 年度に実施した業務については、令和 9 年 3 月 31 日までに中間報告を行い、令和 10 年 3 月 31 日までに最終報告書を提出するものとする。ただし、会議録等、本市の指定する業務については、業務終了後速やかに提出するものとする。

【令和 8 年度成果品】

- ① 業務報告書 1 部
- ② 市民アンケート調査結果報告書及び電子データ
- ③ 各種調査等の資料・結果報告書及び電子データ

【令和 9 年度成果品】

- ① 業務報告書 1 部
- ② 本編（A4 判、100 頁程度、2 色刷 表紙 4 色刷）：150 部
- ③ 概要版（A4 判、8 頁程度、4 色刷、デザイン・レイアウト）：500 部
- ④ 法律や制度動向に関する情報提供資料 電子データ
上記データ一式（PDF と編集可能なエクセル・ワード等）

8. その他

- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・ 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、いちき串木野市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

以上